

自治基本条例の制定について

問 地方分権が進展していく中で、自主自立の街づくりが求められており、自治体運営の憲法ともいべき「自治基本条例」を制定する動きが広がりをみせている。これからの自治体は、わが町はいかにあるべきかとする基本条例の制定によって位置付けられるものと考えられる。特に本町においては忠類村との合併により新制幕別町が誕生するが、地域によってまちまちな町づくりへの意識の統一を図る意味合いからも自治基本条例は不可欠な要素であると考えられる。条例制定の必要性について、町長の取り組み姿勢について伺う。

町長 平成12年に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、また、昨年からは協働の町づくり支援事業に取り組みまちづくりへの住民の参加を積極的に進めてきた。自治基本条例はまちづくりに関する多くの事項を総合的に規定しているものであるのに対し、本町の

まちづくり町民参加条例は、特定の行政活動への住民参加を規定する単独理念型、あるいは、特定対象型と言われるものである。合併後

の新しい町において、まちづくりや日常生活への住民の意識の統一を図るためには自治基本条例の制定も有効と考えられる。今後十分時間をかけ、先進地の事例など情報収集に努め対応したい。

高齢者の後見支援制度創設について

問 自分が一人で暮らしているが高齢になり体の自由がきかなくなったり、あるいは入院したとき、あるいは有価証券や不動産の権利書などの財産の保全をどうするか、公共料金や医療費の支払いのための預貯金の引き出しをどうするかといったことである。何らかの支援制度が必要と思うが、行政が直接こうしたサービスをを行うことは困難と思う。

社会福祉協議会と協議をし、実施する方向で検討を進める考えはないか伺う。

町長 誰もが年を重ねるにつれ、身体能力や判断能力が低下することは避けられない。特に一人暮らしの

高齢者にとって財産の管理を考るとき、非常に心配なことである。支援制度として、北海道社会福祉協議会の地域生活支援センターが実施する「地域福祉権利擁護事業」は重要書類の管理や日常の金銭管理、各種福祉サービスの利用申請の代行などを行う生活支援員を派遣しており、本町では、幕別町社会福祉協議会が窓口となっている。

また、判断能力が特に衰えた高齢者に対して、本人の権利や財産を守る成年後見人制度を適用することで、法律面や生活面での支援を行うことができ、この制度は、保健福祉センターが窓口になっている。今後も、これら各種制度が有効に活

用されるよう、制度の周知と情報提供に努めたい。

高齢者の虐待について

問 近年、お年寄りが施設職員の職員や家族から暴力を受ける高齢者虐待が問題となっているが、高齢者虐待の要因はさまざま、解決は簡単ではない。民間事業者任せずに、自治体の責任ある取組みが問われているが、どのような課題があり、対策を考えているか伺う。

町長 施設入所者については、施設の管理基準及び監督権は、北海道が管轄していることから十勝保健福祉事務所と連携し対応している。町としては、介護保険施設入所者については、介護保険の認定調査を定期的に実施し、施設職員との連携を密にし把握に努めている。

また、施設及び在宅サービス事業者の担当者で組織する幕別町地域ケア推進会議の中でも研修や情報交換を通し、把握に努めている。在宅高齢者については、

課題と対策については、施設入所者の場合、「施設でお世話になっている」というような遠慮の意識がなかなか訴えにつながらないという実態もあるという。

専門機関や第三者の評価機関の設置、職員の資質向上のための外部研修会の必要性など課題として考えられる。

高齢者の虐待防止には様々な課題があるが、十勝保健福祉事務所や、施設及び在宅サービス事業者と連絡を密にし、実態把握に努め、相談体制や、指導機能の充実を図っていきたい。

また、在宅高齢者については、

また、施設及び在宅サービス事業者の担当者で組織する幕別町地域ケア推進会議の中でも研修や情報交換を通し、把握に努めている。

在宅高齢者については、